介護老人保健施設ケアセンター池田の街

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条　　医療法人社団宝徳会が開設する介護老人保健施設ケアセンター池田の街（以下「施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条　　施設は、要介護又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

1. 第3条　　施設は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2　　施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスの提供に努める。

3　　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4　　施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な関係をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5　　施設は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6　　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその利用者の家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7　　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、法人の事業所での介護・医療サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条　　施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（1）　　施設名　　　　　　介護老人保健施設ケアセンター池田の街

通所リハビリテーション

（2）　　開設年月日　　　　平成17年4月1日

（3）　　所在地　　　　　　静岡県静岡市池田185番地1

（4）　　電話番号　　　　　054-267-2211　　　FAX番号054-267-2700

（5）　　管理者名　　　　　小山　澄美子

（6）　　介護保険指定番号　2254280090号

（従業者の種類、員数）

第5条　　施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（1）　　管理者　　　　　　　　1人（兼務）

（2）　　医師　　　　　　　　　1人（上記管理者との兼務）

（3）　　非常勤医師　　　　　　0人

（4）　　看護職員　　　　　 　 2人以上

（5）　　介護職員　　　　　　 4人以上

（6）　　支援相談員　　　　　　1人（兼務）

（7）　　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等

　　　　・理学又は作業療法士 　2人以上（兼務）

　　　　・言語聴覚士　　　　　 1人（兼務）

　　　　・あん摩マッサージ師　 1人（兼務）

（8）　　栄養士　　　　　　　　0人

（9）　　管理栄養士　　　　　　1人（兼務）

（10）　 事務員　　　　　　　　1人（兼務）

（11）　 介護助手　 　　　　　 1人

（12）　 運転手　　　 　　　　 4人以上

（従業者の職務内容）

第6条　　前条に定める施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（1）　　管理者は、施設に携わる従業者の管理統括、指導を行う。

（2）　　常勤医師及び非常勤医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（3）　　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

（4）　　介護職員は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

（5）　　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、リクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

（6）　　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等リハビリテーション従事者は、通所者のリハビリテーション計画を作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

（7）　　栄養士及び管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

（8）　　事務員は、施設の庶務・総務及び会計事務に従事する。また利用者及び従業者の安全衛生確保を目的とし施設設備の管理を行う。

（9）　　介護助手は、身体介護以外の利用者援助や環境整備等に従事する。

（10）　 運転手は、利用者送迎車の運転及び乗降介助等に従事する。

（営業日及び営業時間、サービス提供時間）

第7条　　事業の営業日及び営業時間、サービス提供時間は以下の通りとする。

（1）　　毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし法令で定められた休日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く

（2）　　営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

（3）　　サービス提供時間は、午前9時45分から午後4時00分とする。

（利用定員）

第8条　　施設の利用定員は60人とする。

（（介護予防）通所リハビリテーションの内容）

第9条　　（介護予防）通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等リハビリテーション従事者によって作成される（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2　　　　（介護予防）通所リハビリテーションは、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める

（内容及び手続きの説明及び同意）

第10条　施設は、（介護予防）通所リハビリテーションの提供の開始に際してはあらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（受給資格等の確認）

第11条　施設は、（介護予防）通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2　　施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、（介護予防）通所リハビリテーションの提供に努める。

（利用者負担の額）

第12条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（1）　　保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（2）　　利用料として、利用者が選定する特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、行事費、その他の費用等を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（3）　　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその利用者の家族に対しそのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（4）　　「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から第３段階まで）の利用者の自己負担額については、重要事項説明書に明記する。

（（介護予防）通所リハビリテーションの取扱方針）

第13条　施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止の資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

（1）　　サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

（2）　　施設の従業者はサービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

（3）　　施設は、サービスの提供に当たっては、当該利用者及び他利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体的その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（4）　　施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（身体の拘束等）

第14条　施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記入する。

　２　　 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に揚げる事項を実施する。

（1）　 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知するものとする。

（2）　 身体的拘束等のための指針を整備する。

（3）　 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（口腔衛生管理等）

第15条　施設は、利用者の口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

（褥瘡対策等）

第16条　施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（介護）

第17条　介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

（1）　　施設は、利用者に対して適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

（2）　　施設は、利用者に対してその心身の状況に応じて、適切な方法により排泄について必要な援助を行う。

（3）　　施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。

（4）　　施設は、利用者に対して前条項に規程するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

（5）　　施設は、常時一人以上の常勤の介護従業者を介護に従事させるものとする。

（6）　　施設は、利用者の負担により、施設の従業者以外のものによる介護を受けさせない。

（認知症への対応）

第18条　施設は、認知症についての理解の下、利用者本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していくため、介護に関わる全ての従業者の認知症対応力を向上させていくため、介護に関わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる。

（給食）

第19条　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。

2　　　食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

（機能訓練）

第20条　施設は、利用者に対し施設サービス計画に基づいてその心身の状況などに応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその衰退を防止するための訓練を行う。

（教養・趣味・娯楽）

第21条　施設は、教養娯楽施設等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

（通常の送迎の実施地域）

第22条　通常の送迎の実施地域は次の通りとする。

静岡県静岡市（旧由比・蒲原地区は除く）

（（介護予防）通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項）

第23条　（介護予防）通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

（1）　　飲酒・喫煙は、特別な事例を除き原則禁止とする。

（2）　　火気の取扱いは、施設従業者の管理下においてのみ行い、指定した場所以外で火気を用いることを禁止する。

（3）　　設備・備品は、施設従業者の指示に従い、定められた規則手順に従い利用する。

（4）　　所持品・備品等の持ち込みは、事前に施設の承認を得て、必要最小限に留めるよう留意する。

（5）　　金銭・貴重品の管理は原則として利用者が行い、紛失盗難等に留意する。

（6）　　暴力、暴言、誹謗中傷等の背信行為は禁止する。

（7）　　他利用者及び従業者へのハラスメント行為は禁止する。

（8）　　宗教活動は禁止とする。

（9）　　ペットの持ち込みは禁止する。

（10）　 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。

（11） 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（12） 故意に施設もしくは物品に損害を与える、又は持ち出すことを禁止する。

（苦情処理）

第24条　施設は、その提供した（介護予防）通所リハビリテーションサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

（地域との連携）

第25条　施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（緊急時の対応）

第26条　施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関等での診療を依頼する。

2　　　施設は、利用者に対し施設における（介護予防）通所リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。

（協力病院）

第27条　施設は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

（1）　　静岡済生会総合病院　　＜住所＞静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第28条　施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止の為の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行なう。

2　　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力　医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3　　施設は、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者　に周知徹底する体制を整備する。

4　　施設は、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に実施する。

（虐待の防止）

第29条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進するため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

　（1）　虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底すること。

（2） 虐待防止のための指針を整備する。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催すること。

（4） 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（非常災害対策）

第30条　消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規程する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）　防火管理者には、事業所従業者を充てる。

（2）　火元責任者には、事業所従業者を充てる。

（3）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（4）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（5）　災害の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（6）　防火管理者は、施設従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）･･････年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練････････････････････年1回以上

③非常災害用設備の使用方法の徹底････････････････随時

（7）　その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画）

第31条　施設は、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

　２　　 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

　3　　 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（従業者の服務規律）

第32条　従業者は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1）　　利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（2）　　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（3）　　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（4）　　職場においては、一切のハラスメント行為を禁止する。

（従業者の質の確保）

第33条　従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（従業者の勤務条件）

第34条　従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団宝徳会の就業規則による。

（従業者の健康管理）

第35条　従業者は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事する従業者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第36条　利用者の使用する施設、食器その他の設又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

（1）　　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

（2）　　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及びまん延の防止の為の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するとともに従業者への教育や必要な訓練を行う。

（3）　　栄養士又は管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

（4）　　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第37条　従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者及びその利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（第三者評価）

第38条　サービス提供の開始にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族に対して「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明する。

（その他運営に関する重要事項）

第39条　災害、感染症、その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員を越えて利用させない。

2　　　運営規程の概要、施設従業者の勤務体制、協力病院、利用者の負担の額及び苦情処理の対応については、施設内又はホームページ等に掲示する。

3　　　（介護予防）通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団宝徳会介護老人保健施設ケアセンター池田の街の役員会において定めるものとする。

（付　則）

この運営規程は、平成17年4月1日より施行する。

　　　　　改訂　平成18年4月1日

　　　　　　　　平成25年10月1日

　　　　　　　　平成27年2月16日

　　　　　　　　平成27年6月29日

　　　　　　　　平成28年12月1日

　　　　　　　　令和3年4月1日

　　　　　　　　令和4年4月1日

　　　　　　　　令和4年7月1日

　　　　　　　　令和6年6月1日